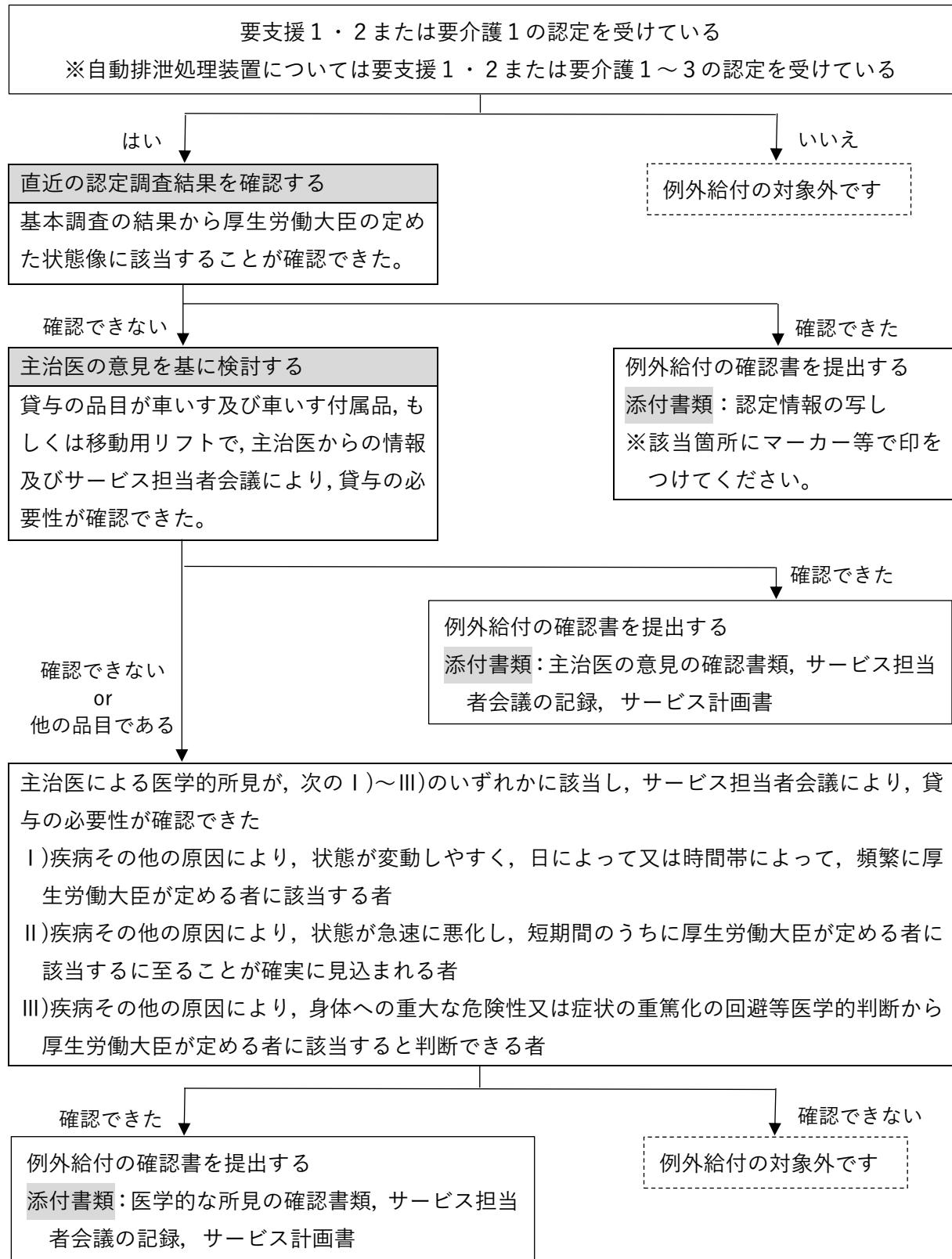


軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付のためのフロー図



※1 確認の有効期間は、要介護（要支援）認定期間となります。

※2 確認の有効期間後も継続して貸与を受ける場合は、認定日または認定期間満了日のいずれか遅い日から30日以内に再度確認書を提出する必要があります。

※3 区分変更により要介護度が変更した後も継続して貸与を受ける場合は、再度確認書を提出する必要があります。

※4 貸与品目を変更する場合、確認の有効期間内であっても再度確認書を提出する必要があります。